

第2節 保健医療従事者の確保と資質の向上

少子化や高齢化の進展とそれに伴う疾病構造の変化、医療機能の分化・多様化、高度情報化社会の進展などに伴い、医療に関するニーズが拡大していくことが考えられる。そのため、これを支える保健医療従事者の確保、資質向上は、医療連携体制の構築や施設・設備の整備等と並んで最も重要な課題である。

1. 医師

（1）現状と課題

「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年策定）によると、「我が国の医師数が総数として毎年3,500～4,000人程度増加しているにも関わらず、地域別・診療科別の偏在は是正の方向にあるとは言えない」ことが示されている。さらに、平成20年には、「医師は総数としても充足している状況にはない」との国の認識が示されている。

国は、平成19年度以降、医師養成数の増加に向けて「地域の医師確保のため」など一定の条件に基づく医学部入学定員の増員を行ってきた。その結果、医学部入学定員数は平成24年度時点で過去最大となっている。ただし、この取り組みは平成31年度までの期間限定の取扱いであり、以降は、その時点の医師養成数の将来見通しや定着状況をふまえて判断するとされている。

なお、府内には、大阪大学・大阪市立大学・大阪医科大学・関西医科大学・近畿大学の5つの医学部設置大学が立地し、東京都の13大学に続き全国で2番目に多い状況である。

（地域別の偏在）

大阪府は、平成22年末の府域全体の人口10万対医師数が260.7人で、全国平均値の230.4人を上回っている。また、府内には、いわゆる「へき地」や「無医地区」は無く、全国レベルでみると比較的医師が確保されている状況である。

しかし、二次医療圏別の人口10万対医師数をみると、豊能医療圏の336.8人や大阪市医療圏の326.7人に対し、中河内医療圏の172.7人や泉州医療圏の196.9人と地域による偏在が生じている。

表2-2-1-1 従業地による二次医療圏別の医師数の状況（平成22年末）

医療圏	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	大阪市
総医師数	3,411	1,814	2,499	1,478	1,600	1,789	1,816	8,707
人口10万対	336.8	243.5	210.7	172.7	251.6	212.5	196.9	326.7

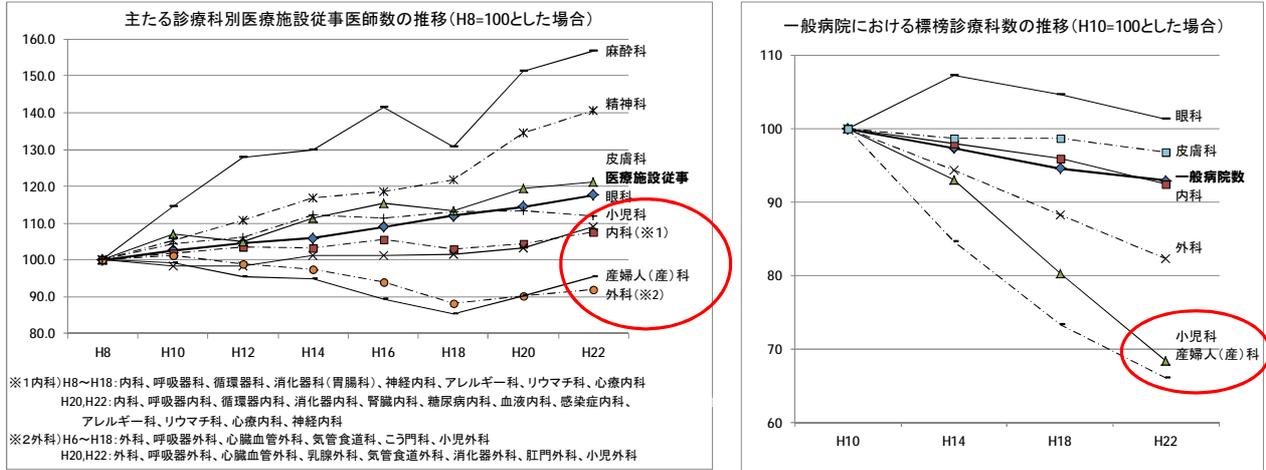
厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

（診療科別の偏在）

府内における主たる診療科別の医師数の推移をみると、医療施設従事医師の総数は増加しているにも関わらず、特定の診療科（外科・産婦人（産）科・内科・小児科等）で横ば

いもしくは減少している状況である。また、一般病院における小児科・産婦人（産）科の標榜数は減少傾向にある。

表2-2-1-3 診療科別医療施設従事医師数と府内一般病院における標榜診療科数の推移



厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、「医療施設調査」より作成

「病院等（※1）における必要医師数実態調査」（平成22年度）によると、府内の『「現員医師数と必要求人医師数（※2）の合計数」の「現員医師数」に対する倍率』は全国平均値の1.11倍を下回る1.08倍（全国43番目）であったが、病院等が求人している医師数は全国最高の982人であった。なお、診療科別の倍率では救急科が最も高い値であり、同分野での医師確保が困難な状況を示す結果であった。

（※1）病院等：病院・分娩取扱い診療所

（※2）必要求人医師数…病院等が必要と考える医師数（必要医師数）のうち、調査時点において求人している医師数。

（女性医師の増加）

近年、全国の医師国家試験合格者に占める女性の割合は約3分の1となっている。

平成22年の府内医療施設に従事する女性医師数は4,290人で、全体の19.5%となっており、年々増加している。また、全国平均（18.9%）に比べその割合が若干高い状況である。

このような中、女性医師の出産・育児による離職が今日の医師不足の原因の一つとしてあげられており、現在勤務している女性医師の離職防止と出産・育児等で現場を離れた場合の復職支援の取り組みが求められる。

（2）今後の方策

医療法第30条の12に基づき設置している大阪府医療対策協議会において、府医師会・病院団体等をはじめとする医療関係団体、医師の養成を担う大学、行政機関等の協力を得ながら府の実情に適した効果的な医師確保策を検討し、同協議会の意見もふまえ、引き続き次のような取り組みを進めていく。

① 修学資金等貸与による新規人材の確保

地域の医師確保等へ早急に対応するために緊急臨時的に認められた平成22年度医学部入学定員の増員に伴い創設した、地域医療確保修学資金等貸与事業（返還免除の要件：救急・周産期医療をはじめとした知事の指定する分野・地域で一定期間勤務すること）を実施し、医師不足の深刻な分野・地域に従事する医師の確保に努めていく。

② 医師の処遇・就業環境改善による人材のつなぎとめ

医師の確保が困難な救急医療や周産期医療等を実施する医療機関において、救急勤務医手当や産科分娩手当の導入などの医師の処遇改善に向けた取り組みを支援することにより、救急医療等の現場への医師のつなぎとめをはかっていく。

また、出産・育児などのライフステージに応じた就業環境の改善・整備に向けた取り組みを支援することにより、女性医師の離職防止や復職促進をはかっていく。

③ 地域医療支援センターの運営による医師確保の推進

医師のキャリア形成を支援しながら、府内で中核的病院等に従事する医師の流動性を高め、診療科・地域間でバランスの取れた医師確保を推進することを目的として、「地域医療支援センター運営事業」を実施している。実施にあたっては、地方独立行政法人大阪府立病院機構に事業を委託し、大阪府立急性期・総合医療センター内に「大阪府医療人キャリアセンター」として設置している。

府内で医学部を設置している5つの大学や地域の中核的な役割を担っている医療機関との協力のもと、医師確保が喫緊の課題である救急・周産期医療の分野を対象に事業着手し、順次、対象領域の拡大をはかっていく。

また、住民の健康の増進・福祉の充実をめざして、昭和47年に全国の都道府県が共同設立した自治医科大学の運営に協力し、地域医療に進んで貢献する気概と高度な医療能力を持つ医師の養成・確保をはかっている。

なお、医師の確保・養成は、都道府県の努力だけでは解決できない課題も多いため、地域において必要な医師を確保するためには、国による計画的な医師養成の推進や地域別・診療科別の偏在是正対策の推進も重要である。

2. 歯科医師

（1）現状と課題

大阪府内の歯科医師数（医療施設の従事者）は7,644人、人口10万対86.2人で、全国の人口10万対77.1人を9.1人上回っている（厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」平成22年末）。

医学、医療技術が飛躍的に進歩する中、歯科医師についても、基本的な臨床能力を身につけることを目的に、歯科医師法が改正され、平成18年4月から歯科医師の臨床研修（1年以上）が必修化された。

府内の市町村等において生涯を通じた口腔保健対策をより一層充実させるためには、地域におけるコーディネーター的役割を果たす歯科医師が必要である。また、障がい者が身近な診療所で歯科診療を受けられるよう、歯科医師、歯科衛生士を確保する必要があるため、大阪府では歯科医師、歯科衛生士を対象とした研修の充実に努めた。

一方、高齢化や疾病構造の変化とともに循環器疾患、糖尿病等の全身疾患を持ち、医学的全身管理下における歯科診療が必要な患者や、摂食嚥下障がい等を有する患者の増加が予想される。そのため、歯科外来診療の充実だけでなく、在宅医療や急性期・回復期の医療の場面において、医療や介護分野とも連携した歯科医療を提供していく体制（地域連携クリティカルパス）の整備・確立が急務となっている。また、日常的な歯科医療を担うかかりつけ歯科医と、専門的歯科医療を担う地域の病院歯科等との連携による歯科医療供給体制の充実整備が求められている。

（2）今後の方策

（社）大阪府歯科医師会の協力のもとに地域口腔保健活動においてコーディネーター的役割を果たす歯科医師を確保し、地域における生涯を通じた口腔保健対策の充実をはかる。

医学的全身管理下における歯科診療が必要な患者の増加に対応するため、地域の病院と日常的な歯科医療を担うかかりつけ歯科医との連携を促進する。また、急性期から回復期、そして在宅へと移っていく際の、地域の医療機関等の機能に応じた連携体制（「地域連携クリティカルパス」）において、各医療機関の機能を明らかにし、歯科医療の包含・位置づけをはかり、医療・介護分野等の他職種との連携を推進していく。

3. 薬剤師

（1）現状と課題

超高齢社会の到来、医療技術の高度化・専門化などに伴い、府民の医療への関心が高まるなかで、医療事故のない、患者が納得できる、患者本位の安心・安全な医療が強く求められている。

その中において、薬剤師の養成を目的とする薬学教育では、基礎的な知識・技術は当然のことながら、豊かな人間性、高い倫理観、医療人としての教養など、現場で通用する実践的な能力を養うため、平成18年度から就学年限が4年から6年に改正となり、教養教育、医療薬学、実務実習の充実がはかられた。

また、良質な医療を提供する体制の確立をはかるために平成18年6月に医療法（第5次改正）や薬事法の改正が行われ、調剤を実施する薬局が医療提供施設と位置づけられ、平成24年の診療報酬改定において、「病棟薬剤業務実施加算」が新設された。

このように、医療の担い手である薬剤師がチーム医療の一員としてきめ細やかな薬物療法を提供することによる、医療の質の向上が求められている。

平成21年6月の薬事法改正では、第1類医薬品について、薬剤師は相談応需や適切な情報提供を義務づけられるなど、薬剤師が果たす役割はますます重要になっている。

ここ数年、医薬分業の進展に伴い薬局に従事する薬剤師が増加している。

医師、歯科医師とは異なり、薬剤師総数のうち、病院・薬局など医療施設従事者は大阪府で62.7%であり、医療分野以外においては医薬品の研究開発、流通管理、保健衛生対策等に携わっている。

表2-2-3-1 薬剤師の従事業務別比率（平成22年末）

年次		大阪府			全国		
		平成12年	平成16年	平成22年	平成12年	平成16年	平成22年
薬剤師	総数	18,709	21,326	23,824	217,477	241,369	276,517
	医療施設	55.90%	58.30%	62.70%	65.70%	68.10%	71.50%
	（薬局）	(33.50%)	(39.60%)	(45.40%)	(43.60%)	(48.20%)	(52.70%)
	（病院・診療所）	(22.40%)	(18.70%)	(17.30%)	(22.10%)	(19.90%)	(18.80%)
	大学の従事者	1.90%	2.30%	1.90%	2.90%	3.30%	2.70%
	医薬品関係企業の従事者	31.30%	29.10%	26.40%	20.60%	18.80%	17.10%
	衛生行政機関又は保健衛生施設	2.30%	2.10%	2.00%	2.60%	2.40%	2.30%
医師	病院・診療所等	95.10%	94.50%	95.20%	95.10%	94.90%	95.00%
	医療施設						
歯科医師	病院・診療所等	97.40%	97.30%	97.20%	97.30%	97.40%	97.20%
	医療施設						

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

（2）今後の方策

きめ細やかな医療提供体制の整備のもと、薬剤師がチーム医療の一員として、良質な薬物療法を提供可能とするためには、病院・診療所、薬局のすべての薬剤師が、薬学知識だけでなく、幅広い医療知識を習得し、かつ多職種と連携できるコミュニケーション力をもつよう育成することが不可欠である。

大阪府薬剤師会等関係団体と連携しながら、薬剤師の資質向上をはかっていく。

4. 看護職員（保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。））

（1）現状と課題

ア. 保健師

平成22年末の府内就業保健師数は、1,866人（業務従事者届）で、人口10万対21.0人であり、全国平均の35.2人を下回っている。また、そのうち保健所が16.7%、市町村が63.2%、その他事業所等が20.1%となっており、市町村の割合が増加している。

府内の保健師養成施設は、平成23年4月現在、3校（統合カリキュラム含む。）、入学定員160人（保健師資格取得可能な大学11校を除く）となっている。

保健師は地域における保健サービスの担い手として、すべての人への健康支援を行っており、保健所においては専門的・広域的保健サービスを提供し、市町村においては住民に身近で頻度の高い保健サービスを一元的に提供し、事務所や健康保険組合などにおいては、医療保険者に義務付けられた特定健診・特定保健指導業務を担っている。

保健師は近年急増している在宅高度医療療養者・児の対応、高齢者保健対策や生活習慣病対策、感染症や大規模災害などによる健康危機事象への対応、高齢者や児童の虐待予防、介護や認知症予防および自殺対策など多岐にわたる活動が求められており、これらの複雑な健康課題に対応し得る人材を養成していく必要がある。

イ. 助産師

平成22年末の府内就業助産師数は、2,189人（業務従事者届）で、人口10万対24.7人であり、全国平均の23.2人を上回っている。また、全体の89.2%が病院および診療所に、4.7%が助産所に就業しており、近年、病院における就業割合が増加している。

府内の助産師養成施設は、平成23年4月現在、5校、入学定員95人（助産師資格取得可能な大学4校を除く）となっている。

ウ. 看護師

平成22年末の府内の就業看護師（准看護師を含む）の数は、84,184人（業務従事届）で、人口10万対949.6人になっており、全国平均の1,031.2人を下回っている。また、72.4%が病院に、17.6%が診療所に就業しており、看護師の就業先として病院・診療所で全体の90%を占めている。

府内の養成施設は、平成23年4月現在、看護師3年課程が50校、看護師2年課程が14校（通信制は除く）、准看護師課程が11校の合計75校であり、入学定員4,335人となっている。

今後、高齢化の更なる進展や医療提供体制の在宅医療へのシフト等により、看護師等の就業の場が変化していくものと考えられることから、これらの動向を踏まえ、看護師の「確保」および「資質向上」に努めていく必要がある。

（2）今後の方策

地域における、より一層の保健サービスの提供や、助産、母子保健事業への対応などに加え、今後の高齢化や医療提供体制の在宅医療へのシフトなどにより、看護職員に求められている役割は多様化しており、その必要性はますます高まるものと考えられる。

そのため、看護職員数のより一層の確保をはかるため、その養成と定着に加え再就業支援に取り組む必要がある。また、府民から信頼される質の高い看護を提供していくため、高度な専門知識に加え、豊かな人間性をも兼ね備えた看護職員を、安定的・継続的に育成していくことが重要である。

なお、看護職員の需要数および供給数の見通しについては、平成22年12月に『第7次看護職員需給見通し』として公表した（表2-2-4-1参照）。

その後、平成24年3月に『大阪府高齢者計画2012』が策定されたが、それにより見込まれた介護サービス量見込みに基づき、看護職員の需給見通しを見直したところ、依然として需要数が供給数を上回る見込みとなっている（表下段のとおり）。

看護職員の需給見通しは、高齢化の更なる進展や医療提供体制の変革および診療報酬改定の動向などにより変動するものであるが、地域医療に及ぼす影響等に鑑み、その動向を十分に見守るとともに、その動向に応じた適時適切な対応をしていく必要がある。

表2-2-4-1 看護職員需給見通し

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需給見通し (需要数－供給数)	3,659	2,504	1,365	▲ 11	▲ 955
需要数	88,909	91,194	93,484	95,809	98,553
供給数	85,250	88,690	92,119	95,820	99,508

※ 各年12月31日時点

再推計

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需給見通し (需要数－供給数)	3,311	2,308	1,054	192
需要数	91,931	94,340	96,810	99,669
供給数	88,620	92,032	95,756	99,477

※「大阪府高齢者計画2012」等を踏まえ再推計した数値

<参考> 需要数および供給数の推計方法

【需要数】

1. 病院・診療所については、医療機関における病床数・外来患者数の推移や看護職員の配置基準の変更および労働条件の改善等並びに年間における増減実績等を勘案して推計した。
2. 介護保険施設については、『大阪府高齢者保健福祉計画』および『大阪府介護保険事業支援計画』に定める計画数値に基づき、各々の施設ごとの指定基準（人員基準）に基づき推計した。

3. 居宅サービス事業所等および訪問看護ステーション等については、これまでの増減実績等を勘案し、各々のサービス種別ごとの指定基準（人員基準）に基づき推計した。

【供給数】

1. 当該年当初における就業見込み数に、新卒の就業見込み数および再就業見込み数を加算した数から、退職等による減少見込み数を減算して推計した。
2. なおそれぞれの数値に係る見込については、看護師等学校・養成所の課程の新設・廃止、定員数の増減予定等を踏まえ、府内医療機関への就業率および退職数の実績等を勘案した。

ア. 養成・資質向上

- (ア) 看護職員等の新規養成として高校生を対象とした啓発をはじめ、養成所に対して施設整備や安定的な経営を支援するための運営補助等を実施するとともに、看護職員の府内定着をはかるため、看護学生に対する修学資金の貸与等を行っていく。
- (イ) 看護職員の基礎教育充実のためには、看護教員の質の向上が必須であることから、専任教員や実習指導者に対する養成講習会を実施するとともに、医療提供体制が変化していくなか、ますます高度化・多様化する看護職員の需要に対応し、講習会の内容の充実に努めていく。

イ. 定着対策

- (ア) 病院内保育所の設置に係る施設整備や運営に対し助成することにより、出産・育児を理由とする離職を防止し、看護職員の定着をはかる。
- (イ) また近年の医療の高度化、平均在院日数の短縮化に伴い、医療機関で勤務する看護職員への負担増などから、看護職員の離職率は高い状態が続いている。とりわけ、新人看護職員の離職は、看護職員確保対策上、深刻な問題となっているため、卒後における臨床研修等を充実し、新人看護職員の育成・定着をはかる。看護職員全体においても、長く働き続けられるよう、働きやすい環境づくりに取り組んでいく。

ウ. 再就業支援

- (ア) 保健医療ニーズの複雑多様化に伴う看護職員の需要が増すなか、即戦力となり得る潜在看護職員について、『大阪府ナースセンター（公益社団法人大阪府看護協会を指定）』を核として、その再就業支援に取り組んでいく。

エ. 新たな看護ニーズへの対応

- (ア) 高齢化の更なる進展等に伴う在宅療養者の増加などにより、看取りへの対応をはじめ、看護職員のニーズは拡大してきており、そのニーズに応じて看護職員の確保および質の向上がはかれるよう、訪問看護等の推進に取り組んでいく。

5. 診療放射線技師

（1）現状と課題

平成22年10月1日現在の大阪府内の病院に従事する診療放射線技師数は2974人、人口10万対33.5人で、全国の30.4人を上回っている（厚生労働省「病院報告」）。

なお、府内の診療放射線技師養成施設は、平成23年4月現在、大学2学部、専門学校3校であり、現状でほぼ充足されていると考える。

しかし、医療機関における放射線検査・治療・核診断および超音波検査機器等の高度医療機器の設置に伴う医療提供体制の変化に対応していくためには、診療放射線技師の確保並びに資質の向上が今後とも必要である。

表2-2-5-1 病院に従事する診療放射線技師数（平成22年10月）

区分	病院従事者数（人）		人口10万対	
	大阪府	国	大阪府	国
診療放射線技師	2,974	38,907	33.5	30.4

厚生労働省「病院報告」

（2）今後の方策

医療技術の向上による医療放射線機器への的確な対応および患者等の利用者に対する放射線検査等への正しい理解の推進をはかっていく。

6. 管理栄養士・栄養士

（1）現状と課題

府内の病院における栄養業務従事者数（平成23年度末現在）は2,267人であり、その内訳は、管理栄養士1,512人・栄養士755人である。

一方、府内保健所には栄養指導員として管理栄養士が配置され、健康増進法やその関連通知に基づき、難病等在宅療養者・高齢者等への専門的な食生活支援、食の環境づくりとして、特定給食施設（特定多数人に対して継続的に食事を提供する学校や事業所、病院、福祉施設等）に、適切な栄養管理がおこなえるように援助および指導等をおこなっている。

また、市町村では、ライフステージに応じた生活習慣の改善のための個別指導の充実や、地域住民が主体となった健康づくりを積極的に推進するなど、幅広い活動が求められている。平成24年4月現在、市町村（保健所設置市を除く）の健康づくり部署に管理栄養士・栄養士を常勤配置しているのは26市町で、12市町村が非常勤配置になっている。

府民の健康づくりのためには、適正な生活習慣の実践指導や、生活習慣病予備群への栄養・食生活指導、高齢者への低栄養予防指導等、地域の栄養改善活動を円滑かつ適切におこなうことが重要である。そのため研修事業、連絡調整会議をおこない、管理栄養士・栄養士の資質向上をはかる必要がある。

表2-2-6-1 二次医療圏ごとの病院における栄養業務従事者数（平成23年度）

医療圏	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	大阪市
管理栄養士数	156	132	172	124	97	150	170	511
栄養士数	77	56	84	61	46	71	94	266
合計	233	188	256	185	143	221	264	777
人口10万対	35.4	17.0	21.6	21.7	22.6	26.2	28.7	8.8

給食施設数及び管理栄養士・栄養士調査

（2）今後の方策

ア. 市町村の栄養改善および健康づくり事業が円滑かつ適切におこなえるよう、管理栄養士・栄養士の配置促進に努める。

イ. 地域における栄養・食生活の改善が、円滑かつ効果的に実施されるように、行政管理栄養士・栄養士等を対象に研修会、業務連絡会を開催し資質向上に努める。

ウ. 特定給食施設における栄養指導、給食管理業務の向上をはかるために研修会をおこなう。

7. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

（1）現状

昭和40年に理学療法士・作業療法士法が、平成9年に言語聴覚士法が制定され、わが国においても医学的リハビリテーションの本格的な普及がはかれることになった。

近年、人口構造の高齢化や疾病構造の変化などにより、医学的リハビリテーションに対する需要が増大しており、厚生労働省は、医学的リハビリテーションの重要な担い手である理学療法士・作業療法士の計画的な養成をはかるため、医療関係者審議会理学療法士・作業療法士部会から理学療法士・作業療法士の需給見通しと養成目標についての意見を受けて養成に努めてきた。

大阪府内における養成状況は、平成23年4月で、理学療法士が養成施設数19校、入学定員1,115人、作業療法士が養成施設数9校、入学定員465人となっており、全国的にも比較的高い水準にある。概ね需要に見合う理学療法士・作業療法士が養成されていると考えられるが、養成施設卒業者の就業先は、病院・診療所に集中する傾向にあり、今後は予防や介護分野への活動の参入が求められている。

表2-2-7-1 全国および大阪府の養成施設数、養成定員（平成23年4月1日現在）

区分		厚生労働大臣指定		文部科学大臣指定		合計	
		施設	定員	施設	定員	施設	定員
理学療法士	全国	149	8,915	94	4,539	243	13,454
	大阪府	10	700	9	415	19	1,115
作業療法士	全国	112	4,874	63	2,386	175	7,260
	大阪府	4	240	5	225	9	465

厚生労働省医政局医事課調べ

なお、大阪府においては、平成15年4月に大阪府立大学総合リハビリテーション学部を設置、さらに平成19年度には大学院総合リハビリテーション学研究科修士課程を設置し専門職の養成に努めている。

（2）今後の方策

ア. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資質の向上

大阪府においては、近年の養成校の増加により、需要と供給のバランスが満たされている状況にあることから、今後は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資質の向上をはかっていく必要がある。

また、高度化する医療技術に対応できる質の高い理学療法士・作業療法士を育成するため、大阪府立大学総合リハビリテーション学部や同大学院総合リハビリテーション研究科修士課程の内容充実により、疾病の予防から治療・回復・社会復帰に至るまでのリハビリテーションを、総合的に捉え実践できる高度な医療専門職の育成および保健・医療・福祉の各分野のリーダーとして新しい社会ニーズに応えて活躍できる高度専門職業人の養成をはかっていく。

8. 歯科衛生士・歯科技工士

（1）歯科衛生士

ア. 現状と課題

大阪府内の就業歯科衛生士数は7,474人、人口10万対84.3人であり、全国の10万対80.6人を3.7人上回っている（厚生労働省「衛生行政報告例」平成22年度）。

地域口腔保健活動において中心的な役割を果たす資質の高い歯科衛生士と、高度専門化した歯科医療に対応できる歯科衛生士の確保が求められており、平成22年4月に歯科衛生士養成所は、3年制に移行された。

（社）大阪府歯科衛生士会においては、平成7年度にハイジニストセンターを設立し、潜在歯科衛生士の活用と資質向上のための研修を実施している。また、平成16年度から歯科衛生士を対象に障がい者歯科に関する研修を実施した。

イ. 今後の方策

歯科衛生士は、歯科保健医療専門職として、歯科疾患の予防および口腔衛生の向上をはかるために、引き続き人々の歯・口腔の健康づくりをサポートしていくことが望まれるところである。

また、歯科保健医療に対する府民のニーズが高まる中で良質な歯科保健医療サービスを効率的に提供していくためには、歯科衛生士の資質の向上が重要な課題であることから、関係機関と協議することにより、資質の向上に努める。

（2）歯科技工士

ア．現状と課題

大阪府内の就業歯科技工士数は 2,529 人、人口 10 万対 28.5 人であり、全国の人口 10 万対 27.7 人を 0.8 人上回っている（厚生労働省「衛生行政報告例」平成 22 年度）。

歯科医学、歯科医療の急速な発展、人口構造の高齢化に伴い、資質の高い歯科技工士の養成確保が求められている。

また近年、国外で作成する歯科医療の用に供する補てつ物等の安全性について関心が高まっており、より安心で安全な歯科医療が求められている。

イ．今後の方策

歯科医学・歯科医療技術の急速な発展に伴い、より高度な歯科技工技術が求められている。また、今後高齢化により寝たきり老人等の歯科補てつ物作成の機会が増加することから、歯科技工士自身もそれら患者の心身の状況、生活実態等についても熟知しておく必要がある。（社）大阪府歯科技工士会が、歯科技工士の資質の向上をはかるために実施する研修事業に対して、今後とも支援していく。

海外歯科技工については、平成 17 年、平成 22 年、平成 23 年に厚生労働省から、補てつ物等の品質の確保の観点からその取り扱いが示されている。今後も、国と連携をはかりながら、歯科補てつ物等の品質の確保に努める。

9. 社会福祉士・精神保健福祉士

（1）現状と課題

社会福祉士・精神保健福祉士は、社会福祉の立場から経済的、心理的、社会的問題の解決調整を主とした支援を行っている。昭和 62 年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が、平成 9 年に「精神保健福祉士法」が制定以降、医療機関での社会福祉士・精神保健福祉士の従事者数は増加している。

昨今、医療機関では医療の高度化や専門化等に加え、入院期間の短縮化が求められている。そのような状況の中、様々な社会資源を活用し、スムーズな地域生活移行、地域生活定着支援を担う社会福祉士・精神保健福祉士の重要性は増している。

表 2-2-9-1 全国および大阪府の病院に従事する社会福祉士・精神保健福祉士数
(平成 23 年)

区分		総数	一般病院	精神科病院
社会福祉士	全国	6767	6705	62
	大阪府	496	496	0
精神保健福祉士	全国	7723	2130	5593
	大阪府	486	116	370

厚生労働省「病院報告」

（2）今後の方策

多様化するニーズに対し、社会福祉士・精神保健福祉士が適切かつ専門性の高い支援を行うことが求められている。そのため、関係団体が連携しながら資質向上をはかっていく。

10. 介護サービス従事者

府民の介護ニーズに応えるため、公・民の連携をはかりながらサービスの提供に不可欠な人材の養成・確保を進めていく。

人材の養成に当たっては、利用者本位の質の高いサービスが確保されるよう専門性を高めるとともに人権の尊重を基軸とした高い倫理性の確立に努める。

（1）人材の養成

ア. 介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成

介護支援専門員は、利用者にとって最適なケアプランを作成し、適切なサービスを利用できるようにサービス事業者等との調整を行うなど介護保険制度の運営において重要な役割を担っていることから、利用者の立場に立ったケアマネジメントを行うことのできる高い専門性と人権意識が要求されている。

大阪府では、介護支援専門員を養成する「実務研修」をはじめ、現任の介護支援専門員の資質・専門性の向上をはかるための「専門研修」、資格更新の要件となる「更新研修」、更新しないまま有効期間が経過した者等を対象に実施する「再研修」、包括的・継続的マネジメントを担う人材を養成する「主任介護支援専門員研修」等を体系的に実施する。

また、研修の実施に当たり、国の示す標準カリキュラムに加え、独自の科目を取り入れ、研修内容の充実を努めてきたが、今後とも、それぞれの研修の目的に応じ、介護支援専門員の専門性を高めることができるよう、関係団体と連携をはかりながら、その内容の充実をはかり、高齢者一人ひとりの状況に応じた支援が行える介護支援専門員の養成に努めていく。

【介護支援専門員の養成状況】

○介護支援専門員実務研修受講試験合格者数（合格取消者数を除く）：

41,353人（第1回～第14回計）

○介護支援専門員数（現在、証の交付を受けている者）：

24,457人（平成24年6月30日現在）

【専門研修の実施状況】

現任の介護支援専門員に対する研修として、以下の研修を実施している。

- ・実務従事者基礎研修：就業後1年未満の者を対象に実務研修の補完的研修を行っている。
- ・専門研修（専門研修課程Ⅰ）：就業後6ヶ月以上の従事経験の浅い実務者を対象に、自

立支援の視点に立ったケアプラン作成のための技術向上とその徹底をはかる研修を行っている。

- ・ 専門研修（専門研修課程Ⅱ）：就業後 2 年以上の者で原則として専門研修課程Ⅰを修了した者を対象に一定期間ごとに繰り返し受講することにより、自らの技術の検証と困難事例に対する知識・技術の習得・向上をはかる研修を行っている。

表 2-2-10-1 現任研修の状況

年 度	研修修了者数
平成19年度	3,650人
平成20年度	2,469人
平成21年度	1,842人
平成22年度	2,088人
平成23年度	1,778人

【主任介護支援専門員研修の実施状況】

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識および技術を修得させるため、主任介護支援専門員研修を実施している。

表 2-2-10-2 主任介護支援専門員研修の実施状況

年 度	研修修了者数
平成19年度	201人
平成20年度	215人
平成21年度	1,186人
平成22年度	649人
平成23年度	647人

イ. 介護職員の養成

利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、指定事業者による養成研修の適正な実施を指導・監督し、研修事業の質の確保に努めている。また、訪問介護員をはじめとする介護職員の継続的な資質向上に努めている。

【介護サービス従事者数（府内）】

- ・ 151,649 人（介護福祉士 30,581 人を含む）

（厚生労働省「平成 22 年度介護サービス施設・事業所調査」による）

表 2-2-10-3 介護員の養成状況(平成 23 年度までの累計※平成 24 年 7 月集計)

課程名	研修修了者数	合計
基礎研修課程	5,142人	311,065人
1 級課程	8,896人	
2 級課程	270,324人	
3 級課程	26,703人	

ウ. 福祉人材の養成

高齢者保健福祉施策を推進するためには、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の人材の養成・確保が不可欠である。

また、人材養成のための講習の充実をはじめ関係団体が実施する研修事業や養成施設の教員に対する講習会等への支援、府立大学等の教育内容の充実等人材の養成と資質向上に努めている。

【人材養成の現状】（平成24年4月現在の府内の施設）

社会福祉士養成施設、5校、1,190人 介護福祉士養成施設、25校、1,256人

（2）就業の促進

福祉の現場に従事する人材の確保をはかるため、福祉人材センターにおいて無料職業紹介や求人説明会を行うほか、福祉の仕事や資格・就職について相談・助言、啓発事業を行っている。

今後とも、質の高い人材を確保できるよう公共職業安定所やナースセンター等とも情報交換を行い、就業促進に努めていく。

表2-2-10-4 福祉人材センターの概要

1 設置場所	大阪府中央区中寺（大阪府社会福祉指導センター内）
2 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野の無料職業紹介・斡旋・就労相談 ・セミナーの開催 ・民間社会福祉施設合同求人説明会 ・広報啓発事業

（3）介護情報・研修センター事業の実施

介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施し、介護技術の向上をはかり、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材の安定的な確保・育成に努めている。

1.1. その他の保健医療従事者

（1）現状

近年の高齢化社会の進展に伴う疾病構造の変化や住民のニーズの多様化により、保健医療の範囲は拡大し、医療技術は高度化、専門化しており、より安全・安心で質の高い医療の提供が求められている。このような社会情勢の中で、医学・医療技術の進歩、リハビリ医学の普及等により、多数の医療関係職種が生まれ、免許取得者数は年々増加の一途をた

どっている。

（2）今後の方策

今後は、保健医療従事者の研修制度の充実をはかり、より高度な医療に対応できる人材の育成に努める。

また、社会情勢を背景として、新たに資格制度が創設されたもの、法律による資格制度のないものについても、今後、地域保健医療の中で必要とされる保健医療従事者については、医療の現場の実態に照らして、当該職種の関係団体等と十分協議するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする医療関係団体等と十分に研究を行い、必要とされる研修を通じて資質の向上をはかっていく。

また、医療類似行為を業とする有資格者であるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師についても、関係団体等と十分に連携し、資質の向上をはかっていく。

表 2-2-1 1-1 その他の保健医療従事者および医療類似行為従事者

法令根拠あり	法令根拠なし
<保健医療従事者> 衛生検査技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、 義肢装具士、救急救命士、	臨床心理士、精神相談員、細胞検査士、医療ソーシャルワーカー、超音波検査士
<医療類似行為従事者> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	